

商品E T F（現物商品投資型）の上場制度の整備について

平成20年1月29日
株式会社東京証券取引所

趣旨

E T F（Exchange Traded Funds）は、1990年以降、欧米の証券取引所を中心に急成長を遂げ、近年では世界の証券取引所において活発に取引がなされています。

今日に至るまでの間に、世界の証券取引所では、株価指数に連動するE T Fのみではなく、商品の価格に連動するE T F等が上場し、これらのE T Fは、新たな投資対象の一つとして有力な商品となっています。

我が国においても、平成19年9月、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）及び改正信託法（平成18年法律第108号）が施行され、信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券の上場が可能となり、これに基づき組成された、商品の価格に連動することを目的とし、商品を信託財産とするE T Fの上場が可能となりました。

当取引所において、当該E T Fを上場し、広く投資者に投資機会を提供することが適当と考えられることから、その上場に関して所要の対応を図ることといたしました。

制度概要

項 目	内 容	備 考
1. 定義	<ul style="list-style-type: none">「内国商品E T F（仮称）」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券であって、特定の商品の価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品とその信託財産とするもの（当該受益証券に係る受益権の口数に応じて均等の権利を有するもの）をいいます。「外国商品E T F（仮称）」とは、法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第14号に規定する受益	<ul style="list-style-type: none">「商品」とは、商品取引所法（昭和25年法律第239号）第2条第4項に規定するものをいいます。「特定の商品の価格」は、市場性、公示性及び継続性があると認められるものに限り、ます。外国商品E T Fを信託財産とする、いわゆる「日本型預託証券（JDR）」についても上場の対象とします。

項 目	内 容	備 考
	<p>証券発行信託の受益証券の性質を有するものであって、特定の商品の価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品とその信託財産とするもの(当該受益証券に係る受益権の口数に応じて均等の権利を有するもの)をいいます。</p>	<p>当該日本型預託証券について、以下「外国商品 E T F 信託受益証券(仮称)」といいます。</p>
<p>2. 上場制度 (1) 上場申請者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内国商品 E T F 及び外国商品 E T F の上場は、管理会社及び信託受託者からの申請により行うものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の有価証券上場規程上の「管理会社」及び「信託受託者」に準じたものをいいます。具体的には、以下のとおりです。 ・ 「管理会社」とは、以下に掲げるものをいいます。 <ul style="list-style-type: none"> a 内国商品 E T F にあっては、当該内国商品 E T F に係る信託の委託者である金融商品取引業者(法第 28 条第 4 項に規定する投資運用業を行うものであって、かつ当該内国商品 E T F の信託財産に関する管理又は処分の指図(当該内国商品 E T F の信託受託者が行う管理又は処分の監督を含む。)の全部又は一部を行うものに限り、信託会社を除く。)及び当該金融商品取引業者から当該内国商品 E T F に係る信託財産の管理又は処分の指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた者 b 外国商品 E T F にあっては、外国において外国の法令に準拠して設立され、かつ外国において外国の法令に基づき当該外国商品 E T F に係る信託財産について法第 2 条第 8 項第 1 4 号に掲げる行為に相当する行為の全部又は一部を業として行う法人であっ

項 目	内 容	備 考
		<p>て、かつ当該外国商品 E T F の信託財産に関する管理又は処分の指図（当該外国商品 E T F の信託受託者が行う管理又は処分の監督を含む。）の全部又は一部を行うもの。</p> <p>c 外国商品 E T F 信託受益証券にあっては、外国において外国の法令に準拠して設立され、かつ外国において外国の法令に基づき当該外国商品 E T F 信託受益証券に係る受託有価証券である外国商品 E T F に係る信託財産について法第 2 条第 8 項第 1 4 号に掲げる行為に相当する行為の全部又は一部を業として行う法人であって、かつ当該外国商品 E T F の信託財産に関する管理又は処分の指図（当該外国商品 E T F の信託受託者が行う管理又は処分の監督を含む。）の全部又は一部を行うもの。</p> <p>・ 「信託受託者」とは、以下に掲げるものをいいます。</p> <p>a 内国商品 E T F にあっては、信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 1 8 年法律第 4 3 号）第 1 条第 1 項の認可を受けた金融機関（以下「信託会社等」という。）</p> <p>b 外国商品 E T F にあっては、外国において外国の法令に準拠して設立された法人であって、信託会社等に類するもの</p> <p>c 外国商品 E T F 信託受益証券にあっては、外国において外国の法令に準拠して設立された法人であつ</p>

項 目	内 容	備 考
(2) 上場審査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内国商品 E T F の上場審査に係る基準は次のとおりとします。 新規上場申請銘柄が、次の a から j までに適合していること。 <ul style="list-style-type: none"> a 新規上場申請銘柄に係る管理会社が社団法人投資信託協会の会員であること。 b 新規上場申請銘柄の信託約款に次の(a)から(q)までの内容が記載されていること。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 特定の商品の価格に連動する仕組み。 (b) 信託契約の期間の定めを設けない旨。 (c) 信託契約期間中において、受益者が信託の解約を請求することができない旨。 (d) 計算期間として定める期間が 6 か月以上であり、1 年以内であること。 (e) 管理会社及び信託受託者の商号又は名称。 (f) 受益者に関する事項。 (g) 管理会社及び信託受託者としての業務に関する事項。 (h) 信託の元本の額に関する事項。 (i) 受益証券に関する事項。 (j) 信託の元本及び収益の管理に関する事項(信託 	<p>て、当該受益証券に係る受託有価証券である外国商品 E T F に係る信託会社等に類するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信託契約は、一の管理会社と一の信託受託者との間で締結されるものとしす。 ・ 内国商品 E T F が信託法に基づく受益証券発行信託の受益証券であることに鑑み、内国 E T F の上場審査基準に、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 2 6 年法律第 1 9 6 号)等の規定を考慮した基準を追加しております。

項 目	内 容	備 考
	<p>財産となる資産の種類を含む。)。</p> <p>(k) 信託財産の評価の方法、基準及び基準日に関する事項。</p> <p>(l) 信託の元本の償還及び収益の分配に関する事項 (受益者が信託の元本の償還及び収益の分配に関して、受益権の口数に応じて均等の権利を有する旨)。</p> <p>(m) 信託契約期間中の解約に関する事項。</p> <p>(n) 信託受託者及び管理会社の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期に関する事項。</p> <p>(o) 受託者が信託に必要な資金の借入れをする場合においては、その借入金の限度額に関する事項。</p> <p>(p) 信託約款の変更に関する事項。</p> <p>(q) 管理会社における公告の方法。</p> <p>c 管理会社が、新規上場申請銘柄の信託財産について、上場申請に係る内国商品 E T F の総資産のうち 9 5 % 以上について、当該特定の商品を組み入れる旨の確約をしていること。</p> <p>d 新規上場申請銘柄が、信託法第 2 条第 1 2 項に規定する「限定責任信託」ではないこと。</p> <p>e 管理会社が、内国商品 E T F に係る受益証券に表示される権利を有する者から抛出を受けた商品その他の財産の管理又は処分の指図を行うことについて、投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は当該内国商</p>	

項 目	内 容	備 考
	<p>品 E T F に係る商品の取引の信用を失墜させることのないよう適切に行う旨を確約していること。</p> <p>f 次の (a) 及び (b) に適合していること。</p> <p>(a) 新規上場申請銘柄に係る最近 2 年間に終了する各計算期間の財務諸表等又は各計算期間における中間財務諸表等が記載される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないこと。</p> <p>(b) 新規上場申請銘柄に係る最近 2 年間に終了する各計算期間の財務諸表等に添付される監査報告書及び最近 1 年間に終了する計算期間における中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」若しくは「除外事項を付した限定付意見」が記載されていること。</p> <p>g 新規上場申請銘柄に係る受益証券が当取引所が定めるところに従って作成されているものであること又は新規上場申請銘柄に係る管理会社はその旨を確約しているものであること。</p> <p>h 新規上場申請銘柄が指定保管振替機関の受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務における取扱いの対象であること又は上場の時まで取扱いの対象となる見込みがあること。</p> <p>i 公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でないと認められるものでないこと。</p>	

項 目	内 容	備 考
	<p>j 新規上場申請に係る管理会社が、次の(a)から(c)に掲げる事項について、書面により確約すること。</p> <p>(a) 新規上場申請銘柄に係る信託受託者に関する情報を適切に把握することができる状況にあること。</p> <p>(b) 新規上場申請銘柄に係る信託受託者に関する情報について開示を行うこと。</p> <p>(c) 新規上場申請銘柄に係る管理会社が信託受託者に関する情報の開示を行うことについて当該者が同意していること。</p> <p>・ 外国商品 E T F の上場審査に係る基準は次のとおりとします。</p> <p>新規上場申請銘柄が、次の a から i までに適合していること。</p> <p>a 新規上場申請銘柄の信託約款に次の(a)から(d)までの内容が記載されていること。</p> <p>(a) 特定の商品の価格に連動する仕組み。</p> <p>(b) 信託契約の期間の定めを設けない旨。ただし、外国商品 E T F の設定がされた国の法令に定めるところにより信託契約期間(租税特別措置法施行規則(昭和 3 2 年大蔵省令第 1 5 号) 第 2 条の 3 第 2 項で定める期間に限る。) が定められている場合にあっては、当該信託契約期間。</p> <p>(c) 計算期間として定める期間が 6 か月以上であり、1 年以内であること。</p> <p>(d) 内国商品 E T F の上場審査基準 b の(e)から(q)に規定する内容に準じた事項。</p>	<p>・ 外国商品 E T F が受益証券発行信託の受益証券に類するものであることに鑑み、内国商品 E T F と同様の考え方にに基づき規定します。</p>

項 目	内 容	備 考
	<p>b 管理会社が、新規上場申請銘柄の信託財産について、上場申請に係る外国商品 E T F の総資産のうち 9 5 % 以上について、当該特定の商品を組み入れる旨の確約をしていること。</p> <p>c 管理会社が、外国商品 E T F に係る受益証券に表示される権利を有する者から抛受を受けた商品その他の財産の管理又は処分の指図を行うことについて、投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は当該外国商品 E T F に係る商品の取引の信用を失墜させることのないよう適切に行う旨を確約していること、又は、当該外国商品 E T F の発行に関する法律又は当該外国商品 E T F の信託約款において、適切に行われるための措置が講じられていること。</p> <p>d 次の (a) 及び (b) に適合していること。</p> <p>(a) 新規上場申請銘柄に係る最近 2 年間に終了する各計算期間の財務諸表等又は各計算期間における中間財務諸表等が記載される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないこと。</p> <p>(b) 新規上場申請銘柄に係る最近 2 年間に終了する各計算期間の財務諸表等に添付される監査報告書及び最近 1 年間に終了する計算期間における中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」若しくは「除外事項を付した限定付意見」が記載されていること。</p>	

項 目	内 容	備 考
(3) 上場管理	<p>e 新規上場申請銘柄が指定保管振替機関の外国株券等保管振替決済業務における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みがあること。</p> <p>f 新規上場申請銘柄が外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されていること又はその見込みがあること。</p> <p>g 新規上場申請銘柄の発行に関する法律が整備されていること並びに当該新規上場申請銘柄に係る管理会社及び信託受託者を監督する行政庁が存在すること。</p> <p>h 公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でないことと認められるものでないこと。</p> <p>i 新規上場申請に係る管理会社が、次の(a)から(c)に掲げる事項について、書面により確約すること。 (a) 新規上場申請銘柄に係る信託受託者に関する情報を適切に把握することができる状況にあること。 (b) 新規上場申請銘柄に係る信託受託者に関する情報について開示を行うこと。 (c) 新規上場申請銘柄に係る管理会社が信託受託者に関する情報の開示を行うことについて当該者が同意していること。</p> <p>・ 適時開示等の上場管理に係る制度は、E T Fの上場管理に係る制度に準じた制度とします。</p>	<p>・ E T Fの上場管理に係る制度に加え、信託の分割を決定した場合には、適時開示を行うこととします。</p>

項 目	内 容	備 考
(4) 実効性の確保 (5) 上場廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改善報告書等の実効性の確保に係る制度は、 E T F の実効性の確保に係る制度に準じた制度とします。 ・ 上場廃止に係る基準は、 E T F の上場廃止基準に準じた基準とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国商品 E T F 及び外国商品 E T F 信託受益証券に係る管理会社は、本邦内に住所又は居所を有する代理人等を選定することとします。 ・ E T F の上場廃止基準に加え、信託の分割を決定した場合には、上場廃止とすることとします。
3 . 売買制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売買制度は、株券の売買に係る制度に準じた制度とします (内国商品 E T F にあっては、内国株券の売買と同様の扱いとし、外国商品 E T F にあっては、外国株券の売買と同様の扱いとします。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信用取引制度の対象とします。
4 . 決済制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証券保管振替機構における口座振替により行います (内国商品 E T F にあっては、内国株券の決済と同様の扱いとし、外国商品 E T F にあっては、外国株券の決済と同様の扱いとします。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証券保管振替機構における制度やシステム等に係る所要の整備が行われることを前提とします。 ・ 外国商品 E T F に係る権利処理等については、他の外国証券と同様の扱いとします。
5 . その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他所要の整備を行います。 	

実施時期 (予定)

- ・ 平成 2 0 年 3 月を目途に実施します。

以 上